

いわき市医療的ケア児在宅レスパイト事業を開始します

市では、人工呼吸器の管理や胃ろう等の日常的な医療的ケアを必要とする「医療的ケア児」の在宅介護を行う家族の精神的・身体的負担を軽減し、家族の一時的な用事や休息・リフレッシュの時間を確保するため、指定訪問看護事業者と委託契約を結び、自宅等で家族に代わって看護（レスパイトケア）を提供する、「いわき市医療的ケア児在宅レスパイト事業」を令和8年9月1日から開始しますのでお知らせします。

【開始日】 令和8年9月1日(火)

【内容】 市と委託契約をした指定訪問看護事業者が、自宅等において家族に代わり児童の看護を行います。

【利用上限時間】 児童1人につき84時間/年度を上限とします。
(年度途中の申請の場合、年度内の残月数×7時間が上限)

【対象者】 次のすべてを満たす医療的ケア児の家族

- (1) いわき市内に住所を有すること。
- (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること。
- (4) 訪問看護により医療的ケアを受けていること。

【費用】 利用者の自己負担はありません。
(ただし、交通費やキャンセル料は事業者との契約による)

【利用方法】 必要書類とともに「利用登録申請書」を障がい福祉課へ提出する。
(詳細は別紙チラシを参照)

在宅で医療的ケア児を介護する方が休養(レスパイト)するために、ご自宅等での訪問看護の利用を支援します。

例えば、このような時に・・・



リフレッシュ



買い物



理容・美容



授業参観



通院・健診
(保護者自身の)



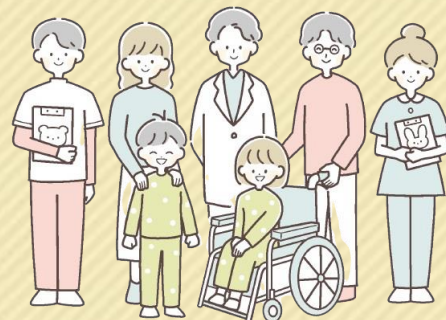
自治会活動

医療的ケア児 在宅レスパイト事業のご案内

「たまには、ゆっくり眠りたい」

「自分の用事を済ませたい」

そんなとき、医療的ケアを受けるお子さんと、
ご家族の『しっかり休息』を全力で支援します！



制度の概要

対象者

【以下の要件全てを満たす医療的ケア児の家族】

- いわき市内に住所を有すること
- 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること
- 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること
- 訪問看護により医療的ケアを受けていること

費用負担

0円（交通費やキャンセル料は事業者との契約による）

利用可能時間

- 医療的ケア児1人につき、年間 **84時間** まで
- ※ 年度途中の利用の場合、年度内の残月数×7時間が上限

どんな時に使えるの？

- 別室でゆっくり睡眠・仮眠をとる
- きょうだい児の学校行事に参加する
- 保護者ご自身の通院や健診に行く
- スーパーや日用品の買い出しに行く など

利用方法・必要書類

利用前に訪問看護事業者と調整を行う必要があります。
利用するには以下の書類が必要となります。

- 利用登録申請書（様式は市ホームページまたは窓口で配布）
- 訪問看護事業者との契約書（写し） ○ 訪問看護指示書（写し）

1 確認

現在利用している訪問看護事業者が市と委託契約しているか確認

2 相談

訪問看護事業者に相談をし事業の案内を受ける

3 申請

障がい福祉課に利用登録申請書を提出する

4 返送

市から利用登録決定通知書が送付される

5 契約

訪問看護事業者と利用契約を締結する
→利用開始

お問い合わせ・申請窓口

いわき市役所 障がい福祉課 **tel 0246-22-7486**

〒970-8026 いわき市平字梅本21（本庁舎2階） 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

